

（仮称）岩手県主要農作物等の種子等に関する条例(素案)【要約版】

条例制定の背景と必要性

「主要農作物種子法」（昭和27年制定）（以下「種子法」という。）が平成30年4月1日に廃止された後も、本県では、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、要綱等を制定し、県が原種及び原原種の生産、種子の生産ほ場及び生産物の検査等を行い、県が関与して種子を生産及び普及する体制を維持してきたところである。

今後も主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、本県農業を持続的に発展させていくためには、優良な種子等の生産及び普及に関して、県が県内に普及すべき品種の決定や原種及び原原種等の生産などの取組を将来にわたり確実にやっていく必要があることから、条例を制定するものである。

目的

本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し将来にわたり県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与する。

条例の対象とする農作物の範囲

「主要農作物等」・・・稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き（以下、「特定農作物」という。）の奨励品種

「主要農作物」・・・稲、大麦、小麦及び大豆の奨励品種

基本理念

この条例に規定する県の措置等は、次の3つの事項を旨として実施する。

- 1 主要農作物等の種子等は、公共財としての側面を有する重要な農業資材であること。
- 2 栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴が本県の自然的経済的条件に適合した主要農作物等の品種の種子等が生産され、及び普及されること。
- 3 主要農作物等の生産者に対して、主要農作物等の優良な種子等を選択する機会が提供されること。

県が行う施策

- ① 「奨励品種の決定等」・・・必要な試験を行い、本県に普及すべき特定農産物の優良な品種を決定する。
- ② 「原種・原原種生産計画の策定」・・・毎年度、主要農作物等の原種及び原原種の生産に関する計画を策定する。
- ③ 「原種及び原原種の生産」・・・原種・原原種生産計画に従い、主要農作物等の原種及び原原種の生産を行う。
- ④ 「種子生産ほ場の指定」・・・主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認められるほ場を、申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。
- ⑤ 「指定種子生産ほ場の検査等」・・・④で指定した指定種子生産ほ場で生産される種子の品質を確保するため、ほ場検査及び生産物検査を行う。
- ⑥ 「種子等の生産者に対する指導等」・・・主要農作物等の種子等の生産者に対し、優良な種子等の生産及び普及のために必要な指導及び助言を行うことができる。
- ⑦ 「伝統野菜等の種子の保存」・・・特定農産物のうち本県において伝統的に栽培されてきた在来種の種子で知事が必要と認めるものの保存に努める。
- ⑧ 「普及啓発」・・・①～⑦の措置等を実施するに当たり、県民に対して、必要な普及啓発を行うよう努める。

県の施策の推進

「財政上の措置」・・・この条例に規定する県の措置等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。